



# 【第5回・完】 電子申告は到達主義!?

デロイト トーマツ税理士法人 西村 美智子 / 中島 礼子  
税理士

平成30年度税制改正により、大法人<sup>(注)</sup>については2020年4月1日以後に開始する事業年度から電子申告が義務化されることとなりました。

とはいえ、当面は大法人であっても紙ベースの申告を続ける法人もあろうと思われ、大法人に該当しない会社(大法人の子会社を含む)にあつては、電子申告は義務化されていないので、紙ベースの申告を続ける法人もあると思われ。

そこで、今回は、紙の申告書と電子申告の提出期限について考えてみたいと思います。

(注) 期首の資本金額が1億円超の法人等(法75の3)

## 到達主義vs発信主義

法人税の申告書は申告期限までに提出する必要がありますが、ここにおいて「提出」とは、基本的には税務署に到達することを指します(到達主義)。ただし、その例外として、発送日をもって提出日とみなす制度(発信主義)があるのは皆さんご存知のとおりです。

では、この「発信主義」の根拠はどこにあるのかというと、国税通則法22条にあります。

### 国税通則法22条

納税申告書(中略)が郵便又は信書便により提出された場合には、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(中略)にその提出がされたものとみなす。

ここで注意いただきたいのは以下の2点です。

- ① 郵便と信書便に限定されていること(宅配便は不可)
- ② 通信日付印の日付をもって提出日とみなされること

①について、うっかり宅配便を使用して発信主義が適用されなかったケースは筆者も何件か耳にしたこと

があります。また、宅配便で発送した場合に、「発信主義」を適用できるかどうか争われた事例もあります(平成15年11月7日判決)。

②について、郵便局のうち、無集配局の窓口期限内に提出したが、通信日付が翌日となってしまったことにより、無申告加算税が賦課された事例があります(その後、「正当な事由」があるとして課税処分取消し(東京高裁平成18年4月20日))。これは、集荷後にポストに投函した場合にも発生し得る事象ですので注意したいものです。

## 電子申告における到達主義

一方、電子申告については、上述のような「発信主義」という例外は存在せず、すべて到達主義となります。

では、電子申告の場合、具体的に何をもって「到達」というのでしょうか?

この点については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」3条で次のように定められています。

電子情報処理組織を使用して行った申請等は、行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

法人税についていえば、国税庁の受付システムのファイルに記録された時点で、申告書が到達したものと取り扱われる、ということです。送信ボタンを押しただけではダメなのです。

電子データですから、送信から到達まで膨大な時間を要する、ということは考えにくいですが、回線やシステムが混雑する可能性はないとはいえません。余裕をもって申告書の送信を行いたいものです。

※ 本文中意見にわたる部分は筆者の私見でありデロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。